

飼料原料

原料となるめん山羊の部位(SRM以外)

【食品安全委員会の評価】(平成28年1月12日付け府食第4号)

- ・日本での、野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染の可能性は極めて低く、人への感染リスクは無視できると判断。
- ・現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、めん羊及び山羊の肉及び内臓等の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJDの発症は考え難い。

原料となる馬

- ・これまで野外での馬のプリオン病の存在は報告されていない。
- ・馬のプリオンたん白質の構造がプリオン病への抵抗性に関与している可能性があるとの報告がある。

養魚への伝達等

【食品安全委員会の評価】(平成19年10月4日付け府食第975号)

- ・仮にBSEプリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、これまでに得られた知見によれば、魚の腸管経由でBSEプリオンが侵入・増幅することは困難であると評価。

めん山羊肉骨粉等を含む養魚用飼料を給餌された
魚を人が摂取した場合のリスクは、無視できる程度

管理措置(交差汚染防止)

- ①めん山羊肉骨粉等の製造に当たり、牛及びめん山羊の特定危険部位の混入を防止するため、原料の分別収集、供給管理票の添付、製造工程の分離を行う。
- ②めん山羊肉骨粉等を含む養魚用飼料の製造事業者においても、めん山羊肉骨粉等の豚用飼料等への混入を防止するため、製造工程の分離等を行う。
- ③牛、豚等の家畜への使用の禁止の表示を義務づけ。
- ④農家に対して都道府県が立入検査を実施。

これらの管理措置を導入するとしており、現行の
飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。